

福島市農業委員会だより 第186号

令和6年8月

編集：福島市農業委員会事務局 発行：福島市農業委員会 〒960-8601 福島市五老内町3番1号 電話 024-525-3779(直通)

ご存じですか？ 福島市農林業振興基金

農林業振興基金は、農山漁村再生可能エネルギー法に基づき、再生利用が困難な荒廃農地等に設置された太陽光発電施設の事業者から拠出される売電収入実績の3%に相当する寄付金を原資としています。

福島市では、この基金を活用し、福島市農業・農村振興計画の目指す姿である『次世代に向け持続成長する農業』の実現に向け、地域の課題を解決するために必要な取り組みを支援しています。

農林業における地域の発展的な取り組みを提案してみませんか。

対象者

- 市内に居住する3戸以上の農家で組織する農業者団体（農業者は地域農業の発展的な取り組みを行う販売農家）
 - 3戸以上の農家から利用権の設定もしくは農作業の委託を受けて農用地の利用集積を行う法人
- ※個人での提案はできません。

提案事業の補助上限

- ① 単独事業
補 助 率：1／2 以内
補助上限：300万円程度
：予算の範囲内で決定
- ② 国県等補助対象事業
補 助 率：事業主体負担の1／2 以内
補助上限：事業費を基に予算の範囲
内で決定

これまで12件の提案事業が採択されました（7月現在）

『次世代に向け持続成長する農業』を実現するため、農地集約等による遊休農地対策や、生産面積拡大、農作物の盗難防止など地域の課題解決に活用されます。

<採択事業>

- 農地の適正・有効活用のための機材導入（樹木粉碎機、動力噴霧器など）
- シャインマスカット等盗難被害防止・抑制を目的とした防犯カメラ設置
- ラジコン草刈り機導入 など

まずはご相談を

農業企画課
(福島市役所3階)
TEL 024-525-3726



▲農林業振興基金について
詳しくはこちら

市が推進し、特に強化を必要と判断する事業にも活用されています。

脱炭素設備導入支援事業

農業用・売電事業用の太陽光発電設備導入を支援します。1kWあたり8万円、上限48万円。

切らずにつなぐ樹園地継承事業

詳しくはP2をご覧ください

このほか12事業が対象です。

詳しくは農業企画課へお問い合わせください。



市長に基金の活用を提案



▶木幡市長と意見を交わす委員

5月8日、市役所で「市長を囲む懇談会」を開催しました。中村会長や松川、須南、吾妻、福島市の各区域協議会の代表者が各地区の課題を市長に伝え、農業の発展に向けた農林業振興基金の活用について提案し議論しました。

8筆登録中

切らずにつなぐ樹園地継承の取り組みスタート

～後継者のいない樹園地をお持ちの方へ～
樹園地継承システムで新たな担い手を見つけませんか？

- 営農が困難となり伐採予定の果樹園を持つ農業者の園地と、成木園を求める農業者とをマッチングする「樹園地継承システム」に登録する樹園地を募集しています。
- 登録された樹園地が一定の要件を満たして継承された場合、**出し手へ樹園地継承奨励金が交付**されます。

※交付額（上限24万円）

10aあたり12,000円(単価)×登録～継承までの年数(最大5年間)

奨励金に関するお問い合わせは〈農業企画課 農業担い手係〉電話 024(525)3740

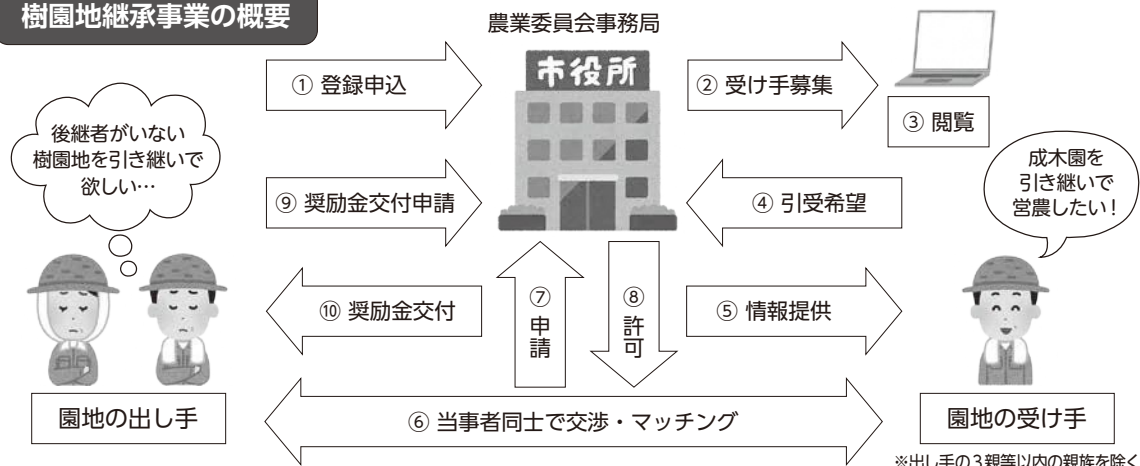


樹園地登録はこちら



奨励金についてはこちら

樹園地継承事業の概要



地域計画の取り組み

将来に向けて、地域が目指したい農業や農地利用の在り方を考えるための話し合い（協議の場）が市内36地区（エリア）で進められています。

地域計画を策定することで、地域内で進むべき農業の姿を定め、今後、農業をしていく人が耕作しやすい効率的な営農環境に変えていくことが可能となり、地域計画の区域や目標地図に位置付けられた経営体は、国の補助や支援を受けやすくなります。

農業委員会では、令和5年6月、8月、10月の3回に分け、将来の農地利用に係る意向調査を実施しました。

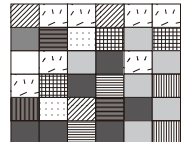
調査結果をもとに、地域として将来の目標とすべき農地利用の姿を考えていくことになりますので、意向調査の回答がお済みでない方は農業委員会にご提出をよろしくお願いいたします。

農地利用の『目標地図』を添付し、令和7年3月までに地域計画を策定します。

農地利用の目標地図のイメージ

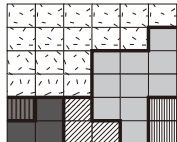
※農地をマスの形で表現してイメージしております。

【現状地図】



農家の担い手が、点在した農地を耕作していたり、遊休農地が点在している状態を、農地を色分けして表現したイメージ。

【目標地図】



農業者の意向などを話し合いの中で確認しながら、将来の担い手を決め、農地利用の集約を図った農地のイメージ。



農地パトロールを実施します（農地法第30条調査）

農業委員会では、8月から10月にかけて市内全区域の農地の利用状況を調査する農地パトロールを実施します。

農地パトロールは耕作されていない農地（遊休農地）の把握や違反転用の発生防止を目的に毎年実施しています。調査の際は、担当の農業委員・農地利用最適化推進委員が農地に立ち入ることがありますので、あらかじめご了承ください。

また調査した結果、『遊休農地』や『非農地』と判断された農地の所有者には下記の調査を行います。

調査結果

『遊休農地』と判断された場合

○農地法第32条に基づく利用意向調査票を所有者あてに送付し、確認作業を行います。

『非農地』判断された場合

○農地が山林化した経過を確認するために地区の農業委員・農地利用最適化推進委員が聞き取り調査を行う場合がありますのでご協力をお願いします。



農業委員・農地利用最適化推進委員が農地に立ち入る際は、緑色の農業委員会キャップを着用し、身分証明書を携帯してパトロールを実施しております。
ご協力よろしくお願いします。

※耕作されていない農地（遊休農地）の情報がありましたら、場所と経過を農業委員会事務局へお知らせください。利用意向調査等に活用させていただきます。

義務化されました！ 相続登記



▲法務省ホームページ

相続登記の申請が令和6年4月1日から義務化されました。

施行日（令和6年4月1日）前に発生した相続についても施行日から3年以内の登記の申請が義務付けられています。

詳しくは法務省のホームページをご覧ください。

**農地を相続された方へ
～農業委員会へ届出が必要です～**

法務局での相続登記完了後に届出してください。

届出書は農業委員会事務局に備え付けのもの、またはホームページよりダウンロードしてお使いください。

届出書はこちら



農地の適正な管理をお願いします

農地は一度荒れてしまうと…

- ⚠ 元の状態に戻すのに大きな労力と費用が必要
- ⚠ サルやクマ、イノシシなどの鳥獣被害発生原因
- ⚠ 火災やゴミの不法投棄の原因
- ⚠ 病虫害の発生等の原因

など、近隣の住民や農地に悪影響をおよぼします。

定期的に草刈りをするなど、
農地を適正に管理しましょう。



令和5年4月1日から、農地を持たない方へ家庭菜園程度の小さな農地を貸す・売ることができるようになりました。
詳しくは農業委員会へお問い合わせください。

がんばる農家さん紹介

埼玉県桶川市から移住し、新規就農した菊地さん夫妻。就農から3年目の想いを聞きました。

飯坂町東湯野
菊地俊作さん・由美さん夫妻



身長を超えて成長するものの苗木と菊地さん夫妻

現在の経営面積は、もともとぶどうで1町2反。ふるさと納税の返礼品にも出品しており、「果樹園ブエナビスタ」で検索できます。菊地さん夫妻がお気に入りの、圃場から広がる「素晴らしい景色」が名前の由来です。

今年は周辺農家さんの作業を見て、気配を感じて、農作業をすすめることができるようになりました。自分たちのペースを掴むために日々奮闘中です。



やりがい

農業は、その都度判断をしなければならぬ、そしてその責任は自分にあるため、初心者には厳しいと感じることもあります。天気や苗木の成長は、自分たちではどうにもならないところもあります。その中で作物が成長していくことが楽しみです。

去年は収穫した果樹を対面販売で試食してもらい「美味しい」と直接言ってもらえたのが嬉しかった。移住者なので出掛けたい場所もたくさんあり、農繁期と農閑期が分かれている果樹農家になって良かったです。

周りの70代、80代の農家さんは本当に元気。それは農業の魅力を物語っているんじゃないかな。

ねがい

農業をもっと手軽に始められるといいなと思います。体力と資金力、大きな覚悟がないと就農できないとなると、新規参入しにくい。10代、20代で「農業やりたい」と目を輝かせる子たちが、お金がなくても農業をやってみる機会があってもいい。

農業が職業の選択肢の一つになるといいですね。



食べて暑～い夏を乗り切りましょう

たっぷりの夏野菜に香味野菜を加えた“みそもの”は、暑い夏を乗り切る味方になります。



◆南蛮みそ◆

材 料 青とうがらし、みそ、砂糖、こめ油

作り方 ① 青とうがらしを細かく刻む

② こめ油で炒める

③ みそ、砂糖をお好みで加え味を整える。

おにぎり、冷やしうどん、野菜炒めなど、アレンジいろいろ♪



夏野菜をたっぷり加えた「アレンジ南蛮みそ」もオススメです。野菜の組み合わせを変えてお楽しみください♪

加入者が増えています!!

農業者年金

福島市農業委員会は、令和5年度における新規加入者が多く、農業者年金基金より表彰を受けました!

加入資格は3つだけ

- ① 年間60日以上農業に従事
- ② 65歳未満
(60歳以上は国民年金の任意加入被保険者)
- ③ 国民年金第1号被保険者(保険料納付免除者除く)

若い方、女性にもおすすめ

- ✓ 35歳未満で一定の要件を満たせば1万円から加入可能
- ✓ 認定農業者で青色申告者等は国庫補助が受けられる ※39歳までに加入の方
- ✓ 終身年金で女性の長い老後をしっかりとサポート

詳しくはこちら▶▶



貸したい・売りたい農地情報

新規で農業をやってみたい方や、もう少し農地を借りて経営規模を拡大したい方は是非ご参照ください。



ココから見てね☆

福島市LINE公式アカウントでは、農業関係者向けのお知らせを指定して受信できます。



友だち追加

農業委員会の活動が見える会報誌「ミエール通信」

ホームページで公開中☆

